

パブリック・コメントの御意見の概要と検討結果

1 日本の商業捕鯨産業は、多額の補助金なしには存続できず、したがって完全に持続不可能であることは、日本のみならず、世界の常識となっています。実際のところ、こうした融資や税金を負担する補助金のかなりの部分が、一企業を支えるために使われていることを懸念します。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成 29 年法律第 76 号）の基本原則に、「捕鯨業を取り巻く状況に鑑み、適切な支援により、捕鯨業が円滑に実施されるようにすること」が含まれています（同法律第 3 条第 2 号ハ）。政府は、この基本原則にのっとり、鯨類の持続的な利用の確保のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有しています（同法律第 4 条）。この点を踏まえ、同法律第 8 条及び第 19 条の規定に基づき、鯨類科学調査の実施や捕鯨業の円滑な実施の支援など、必要な財政上の措置その他の措置を講じています。

2 日本の捕鯨は海外からも非難されています。さらにナガスクジラを捕獲枠に加えるとなると問題は悪化するばかりで日本のイメージダウンにつながります。

我が国は、従前から、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢を堅持しており、このような立場を共有する国々との連携を強化し、国際社会の支持を拡大する取組を続けてきました。

今回のナガスクジラの追加についても、その科学的根拠などを国際社会に積極的に発信するとともに、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成 29 年法律第 76 号）第 17 条第 3 項の規定に基づき、今後とも、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講じてまいります。

3 商業捕鯨を行う共同船舶株式会社が捕鯨母船「関鯨丸」を新造し、5 月 21 日に出航しましたが、この船がナガスクジラを解体できる大きさで作られていることが指定の理由ではないのでしょうか。新しい船に獲らせてあげたいから規制を緩和するのだとしか思えません。また、指定に際しては、政治的圧力もあるのではないかと疑います。

これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきた資源調査の結果から、北太平洋においてナガスクジラの資源量が豊富であることが確認された

ことを踏まえ、商業捕鯨における捕獲対象種にナガスクジラを追加することとしました。

今回のナガスクジラの追加は、鯨類の持続的な利用に関する我が国の基本的な方針及び科学的調査結果に基づくものであり、共同船舶株式会社が所有する関鯨丸の竣工を踏まえて追加するものではありません。

4 鯨肉の需要が低迷する中、ナガスクジラを捕獲対象種に加えるべきではないです。既に大量の鯨肉在庫を抱える捕鯨会社が、新たな捕獲を行うことに正当な理由がありません。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成 29 年法律第 76 号）の関連規定に基づき、鯨類の持続的な利用を継続し食文化を継承するため、北太平洋における鯨類資源調査を国際捕鯨委員会等とも連携して精力的に進め、その結果から、北太平洋においてナガスクジラの資源量が豊富であることが確認されていることを踏まえ、商業捕鯨における捕獲対象種にナガスクジラを追加することとしました。

5 ナガスクジラを管理対象とするためには、調査をさらに進め、論文などによる公表、さらにはそれに基づいた国民的な意見聴取を経ることが必要と考えます。網走沖のオホーツク海などで実施している科学的調査の拡充、それに必要な予算付けを求めます。

北西太平洋のナガスクジラに関する資源調査の実施方法等の情報は、水産庁ウェブサイトで公表している資料（Catch limits for western North Pacific fin whales calculated in line with the IWC's Revised Management Procedure (RMP) <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-71.pdf>、（仮訳）<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-72.pdf>）に記載されています。こちらの資料には、国際捕鯨委員会で採択された方式である改訂管理方式（RMP）に沿って、我が国科学者が、資源量推定値等から算出した捕獲可能性が記載されており、令和 6 年 6 月 11 日に公表されています。

また、科学的調査の拡充については、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成 29 年法律第 76 号）第 19 条の規定に基づき、鯨類の持続的な利用の確保のための施策の実施のため必要な財政上の措置その他の措置を講じてまいります。

6 捕鯨の残虐性は、動物の屠殺基準の限界をはるかに超えています。アイスランドでは、ナガスクジラが捕鯨砲に当たった後、死亡までに2時間かかるという研究がありました。人道的な捕鯨に関する研究があるにもかかわらず、より大きな体型のナガスクジラを操作することは比較的困難であり、現場の動物福祉は懸念されます。

ナガスクジラの捕獲に際しては、致死時間が実行可能な範囲で短くなるよう、捕鯨業者に対して指導してまいります。

7 ナガスクジラの捕獲に賛成するにあたっての要望として、生態系のバランスを保つためにも鯨類の多様な利用が確保されることが必要であると思います。また、現在の捕鯨は排他的経済水域（EEZ）内での操業であり、反捕鯨団体の海上での妨害行動は考えにくいですが、物事に絶対はないと思われれます。大型鯨類ナガスクジラの捕獲であることをふまえ、最悪の事態を想定し、官民一体となって操業と乗組員の安全を確保する備えを考慮していただくことも希望します。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成29年法律第76号）第17条の規定に基づき、鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解と関心を深めるため、鯨類の利用についての広報活動の充実、学校給食等における鯨類の利用の促進その他の必要な措置を講じてまいります。

操業と乗組員の安全確保に関する備えについては、同法律の関連規定に基づき、捕鯨業者に対して、必要な情報の提供、助言、その他の必要な支援を行ってまいります。

8 イルカやクジラの肉は、重金属や多くの汚染物質を含むため、人間、特に子供や妊婦にとって危険です。ほとんどの日本人は、特定の種類の肉、特にイルカやクジラの肉を食べるのをやめています。そのため、生き物の個体数を苦しめることを除けば、このようなことを続ける理由はありません。

鯨肉の摂取と水銀については、厚生労働省のウェブサイト（魚介類に含まれる水銀について <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokusanzen/suigin/>）を御確認ください。

9 クジラ自体が餌を吸い込むと、大気中から33トンの二酸化炭素も吸収し、体内に蓄えます。これにより、海の中の木と同じように温室効果ガスが削減されます。クジラ達が長い距離を移動したり、深い深海と海面を往復し

たりすることによって、プランクトンが活性化し、魚達が増えると言われて
います。

人間やペットの食料を生産するためにクジラを狩ることは、海洋生態系を
破壊し、気候変動を悪化させることとなります。

鯨類と気候変動の関係に関する興味深い研究について注意を喚起してい
ただき、ありがとうございます。政府としては、頂いた御指摘を踏まえつつ、今
後とも、様々な科学的情報を収集し、必要な科学的知見の蓄積に努めてまい
ります。

10 気候変動による鯨類への影響は、予測が難しいことから、捕獲対象種を
含む野生生物の利用にあたっては予防原則を適用すべきです。

ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラと同様に、ナガスクジラにつ
いても、資源に悪影響を与えないよう、国際捕鯨委員会で採択された方式であ
る改訂管理方式（RMP）に沿って捕獲可能量を算出しています。RMP に沿った
捕獲可能量の算出過程において、様々な不確実性（例：自然増加率等の想定が
誤っている可能性）を勘案し、シミュレーションを通じて、100 年間捕獲を続
けても資源に悪影響がないことが確認されています。

11 鯨類による食害についての日本政府の立場について教えてください。

鯨類による海洋生物資源の捕食については、調査捕鯨及び商業捕鯨を通じ、
鯨類の胃内容物データの収集が行われています。その結果、鯨類は、カタクチ
イワシ、サンマ、スケトウダラ、サケ、イカなどの漁業対象種を捕食してい
ることが確認されています。引き続き、鯨類の食性、餌料生物をはじめとする生
態学上関連する種、生息環境その他の鯨類と海洋生態系との関わりを解明す
るために必要となる科学的情報の収集に努めてまいります。

12 絶滅しないよう上手に自然と共存していくべきだと思うので、賛成しま
す。

御意見をいただき、ありがとうございます。科学的な根拠に基づき、ナガス
クジラの資源管理を行ってまいります。

13 国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストにおける危急（VU）に評価さ
れているナガスクジラを捕獲対象種に加えるべきではないです。

ナガスクジラは、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストにおいて、平成30年に危急（VU: Vulnerable）のカテゴリーに分類されていますが、我が国は、これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきた資源調査の結果から、北太平洋においてその資源量が豊富であることが令和5年に確認されたことを踏まえ、商業捕鯨における捕獲対象種にナガスクジラを追加することとしました。

14 ナガスクジラは国際自然保護連合（IUCN）評価の危急（VU）であり、絶滅危惧種です。間引きしなければならぬ程の資源量ではないにもかかわらず、100年後の資源水準が初期資源量の60%になるまでは捕獲してよいとする考え方には理解が及びません。

また、同様に100年後の資源水準が初期資源量の54%未満となるまでは、禁漁としなくてよいとする考え方にも理解が及びません。

絶滅危惧種のナガスクジラは、100年後に初期資源量の100%以上になるように、保全する必要があり、捕獲禁止とすべきです。

これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきた資源調査の結果から、北太平洋においてナガスクジラの資源量が豊富であることが確認されたことを踏まえ、商業捕鯨における捕獲対象種にナガスクジラを追加することとしました。ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラと同様に、今回のナガスクジラについても、資源に悪影響を与えないよう、国際捕鯨委員会で採択された方式である改訂管理方式（RMP）に沿って捕獲可能量を算出し、その範囲内で漁獲可能量（TAC）を設定しております。

RMPは、仮に100年間捕獲を続けたとしても資源に悪影響を与えない科学的かつ保守的な捕獲可能量の算出とシミュレーションを行う方式であり、初期資源量の60%以上が維持されるような捕獲は予防的なアプローチであると定められています。また、禁漁に関する基準（初期資源量の54%未満）も、RMPにおいて定められています。

15 ナガスクジラとイワシクジラは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）で国際取引を禁止された種なのでしょうか。

御質問に対して一般論としてお答えすれば、ナガスクジラとイワシクジラは、他の多くの鯨種と共に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）の附属書Iに掲載されており、国際的な取引は原則禁止とされています。このため、締約国は、輸出、再輸出、輸入、海からの持込み

（公海などいずれの国の管轄の下にもない海洋環境において捕獲され又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送すること）については、CITESの規定に従って対応する必要があります。

なお、今回の資源管理基本方針の一部を変更する告示案は、そもそも我が国の領海及び排他的経済水域内での捕獲に関するものであるため、CITES上の輸出入及び公海等の海からの持込みに係る規制の対象ではありません。

16 ナガスクジラの捕獲について、遺伝的集団構造は明らかにしているのでしょうか。異なる集団があった場合、それぞれの系群で捕獲個体数を評価すべきではないでしょうか。オホーツク海の本ナガスクジラは、観光資源ともなっています。観光業者などの利害関係者との話し合いは行われているのでしょうか。

我が国がこれまで実施してきた鯨類科学調査の結果などから、北太平洋の本ナガスクジラには、4つの系群（日本海・東シナ海系群、北西太平洋系群、北東太平洋系群、コルテス海（カリフォルニア湾）系群）が存在していると考えられています。このうち、我が国の捕鯨の操業海域には、北西太平洋系群と北東太平洋系群が存在しており、それぞれの資源量推定値や分布率は、水産庁のウェブサイトで公表している資料（Catch limits for western North Pacific fin whales calculated in line with the IWC's Revised Management Procedure (RMP) <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-71.pdf>、（仮訳）<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-72.pdf>）に記載されています。例えば、北西太平洋系群の資源量推定値は約2万頭です。我が国は、こうした科学的データを用い、国際捕鯨委員会で採択された方式である改訂管理方式（RMP）に沿って捕獲可能量を算出し、その範囲内で漁獲可能量（TAC）を設定しています。

また、ナガスクジラを対象とした操業前に、ナガスクジラのホエールウォッチング等を行っている観光業者との調整を行うよう、捕鯨業者に対して指導してまいります。

17 ナガスクジラに関しては国際漁業資源の現況等にあたるような資源量の報告が公表されていないが、推定値はあるのか。ある場合、どのような経緯で資源量を公表しないまま捕獲することが決定したのか。ないのであれば、資源量に関係なく捕獲ありきでの決定であり、適切な資源管理の原則と反するのではないか。

北西太平洋等のナガスクジラの資源量推定値は、水産庁ウェブサイトで公表している資料 (Catch limits for western North Pacific fin whales calculated in line with the IWC' s Revised Management Procedure (RMP) <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-71.pdf>、(仮訳) <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-72.pdf>) に記載されています。

また、ナガスクジラについて、水産政策審議会第 132 回資源管理分科会において、北西太平洋等の資源量推定値を説明しつつ、令和 6 管理年度の漁獲可能量 (TAC) (案) を諮問しました。その上で、水産政策審議会からの答申等を踏まえて、今般、令和 6 管理年度の TAC を決定しました。同分科会での説明に用いられた資料には、ナガスクジラの資源量推定値などの情報が記載されており、水産庁のウェブサイトでも閲覧可能です (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/240611.html>)。

なお、ナガスクジラの資源量推定値を算出するために用いたデータは、日本が国際捕鯨委員会等とも連携して実施してきた科学調査から得られたものです。これらの調査の実施方法及び結果は、日本から国際捕鯨委員会にも随時提供しており、同委員会のホームページにも掲載されています。

18 ナガスクジラを商業捕鯨において新規の捕獲対象鯨種とすることに対しては、時期尚早であると思います。

一番の理由は、過去北西太平洋鯨類捕獲調査及び科学調査において鯨体の捕獲調査を実施したことが無いことです。

目視やその他バイオプシーによる採取調査等による解析だけでは、サンプル数や調査内容自体として不十分であり、少なくとも 10 年スパンでの調査捕鯨 (捕獲を伴う) を実施し、系群、食性、各部位の詳細な DNA 調査等を行うことにより、将来の安定的で持続的なナガスクジラを対象とした商業捕鯨を実施するために必要な生物学的・科学的な基礎データ収集・解析を当面継続して行うべきであると思います。

鯨肉は調査副産物として流通させるべきで、資源量が十分にあり、捕獲が資源自体に影響を与えないと確定された後、商業捕鯨で捕獲対象としても遅くないと思います。

目視やバイオプシーによる調査及びその解析は、資源量や系群構造等の有効な調査方法として、国際捕鯨委員会等においても採用されているものです。日本はこれまで、国際捕鯨委員会等とも連携し、10 年以上にわたってナガス

クジラを含む鯨類の科学調査を積み重ね、その結果を国際捕鯨委員会にも提供してきました。こうした資源調査の結果から、北太平洋において資源量が豊富であることが確認されたことを踏まえ、商業捕鯨における捕獲対象種にナガスクジラを追加することとしました。

なお、北西太平洋のナガスクジラに関する資源調査の実施方法、系群構造等の情報は、水産庁ウェブサイトで公表している資料（Catch limits for western North Pacific fin whales calculated in line with the IWC's Revised Management Procedure (RMP) <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-71.pdf>、（仮訳）<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-72.pdf>）に記載されています。

今後も引き続き、ナガスクジラの持続的な利用に必要な科学的情報の収集と分析を継続してまいります。

19 国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストにおいて危機（EN: Endangered）となっているイワシクジラの捕獲を禁止してください。

これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきた資源調査の結果から、北太平洋においてイワシクジラの資源量が豊富であることが確認されたことを踏まえ、イワシクジラを商業捕鯨における捕獲対象種としています。

20 生息数に比してニタリクジラの捕獲数が多すぎるように思われます。ニタリクジラの捕獲数を減らした方がよいのではないのでしょうか。

これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきた資源調査の結果から、北太平洋においてニタリクジラの資源量が豊富であることが確認されたことを踏まえ、ニタリクジラを商業捕鯨における捕獲対象種としています。ニタリクジラについても、資源に悪影響を与えないよう、国際捕鯨委員会で採択された方式である改訂管理方式（RMP）に沿って捕獲可能量を算出し、その範囲内で漁獲可能量（TAC）を設定しております。

21 シロナガスクジラは、個体数の減少により、ナガスクジラとの交配も確認されています。シロナガスクジラとの交雑種が捕獲される可能性がある中、ナガスクジラを新たな捕獲対象種に加えることは、今後、シロナガスクジラの絶滅の危険性を高めることに繋がる可能性を否定できません。

これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきた資源調査の結果から、北太平洋においてナガスクジラの資源量が豊富であることが確認されたことを踏まえ、商業捕鯨における捕獲対象種にナガスクジラを追加することとしました。

ナガスクジラとシロナガスクジラの交配は極めて稀であり、かつ、交配により生まれるのは飽くまで交雑種であり、シロナガスクジラではありません。そのため、かかる交雑種の捕獲が仮に行われたとしても、シロナガスクジラの資源に悪影響を及ぼすとは考えていません。

なお、シロナガスクジラは、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第94条の規定に基づき、商業捕鯨を行う我が国の領海及び排他的経済水域を含めた海域での捕獲を禁止しています。

22 閣雲に反対するわけではないですが、日本の捕鯨文化の歴史理解を整理し、認識をアップデートしたり、周囲に丁寧な説明をしたりすることは必要かと思えます。日本の捕鯨文化の歴史背景についても丁寧な説明をしてください。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成29年法律第76号）第17条の規定に基づき、鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化に関する国内外の理解と関心を深めるため、鯨類に関する文化についての広報活動の充実その他の必要な措置を講じてまいります。

23 ナガスクジラの漁獲可能量（TAC）については、他のミンククジラ・ニタリクジラ・イワシクジラと同様に、改訂管理方式（RMP）によって算出される過程を公表し、海外科学者のレビューを経ることを望みます。
また、その内容については、公開されることが必須であると思えます。

ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラと同様、ナガスクジラについても改訂管理方式（RMP）に沿って捕獲可能量が算出されており、その過程は、水産庁ウェブサイトで公表している資料（Catch limits for western North Pacific fin whales calculated in line with the IWC's Revised Management Procedure (RMP) <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-71.pdf>、（仮訳）<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-72.pdf>）において説明されています。また、算出結果については、独立外国人科学者によるレビューを得ており、その結果を踏まえて今回のナガスクジラの漁獲可能量（TAC）

を決定しています。また、当該独立外国人科学者によるレビュー結果は、水産庁ウェブサイトで公表している資料（Report from the external Panel requested to review the proposal from Japanese scientists for catch limits of fin whales for Japanese commercial whaling <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-70.pdf>、（仮訳）<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-69.pdf>）のとおりです。

24 「1 漁獲シナリオ」で「国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、（中略）当該水産資源の資源量が初期資源量の 54 パーセント未満となった場合は、禁漁とする。」という案は、再検討の余地があるように思います。なぜなら、日本は既に国際捕鯨委員会を脱退しているため、国際捕鯨委員会で採択された手続に従う必要があるような蓋然性はなく、また自らを律して禁漁とする必要もないと考えられるためです。他の捕鯨国、すなわちノルウェー等の北欧諸国等の動向も参考にしつつ、我が国独自の算定基準を考案しそれに基づいて、独自に捕獲可能な頭数を決定すれば良いと思います。

鯨類については、海洋法に関する国際連合条約（平成 8 年条約第 6 号）第 65 条により、その保存、管理等のために各国が国際機関を通じて活動することとされる資源であることを踏まえ、国際捕鯨委員会において採択された手続に従って漁獲可能量（TAC）の算出を行うこととしているものであり、内閣官房長官談話（平成 30 年 12 月 26 日）においても、我が国が行う商業捕鯨は、「鯨類の資源に悪影響を与えないよう国際捕鯨委員会で採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います」と表明しています。

このため、ナガスクジラについても、ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラと同様に、国際捕鯨委員会で採択された方式である改訂管理方式（RMP）に沿って捕獲可能量を算出しています。

25 改訂管理方式（RMP）による漁獲可能な資源量のパーセンテージが示されていますが、改訂管理制度（RMS）について触れられていません。

御指摘の改訂管理制度（RMS）は、国際捕鯨委員会での議論が進展せず、完成に至りませんでした。したがって、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成 29 年法律第 76 号）及び内閣官房長官談話（平成 30 年 12 月 26 日）に

基づき、国際捕鯨委員会で採択された方式である改訂管理方式（RMP）に沿って捕獲可能量を算出しております。

26 ナガスクジラは海洋法に則り、各国が国際機関を通じて活動することとされる資源であるはずですので、国際的な枠組みの中で、どのような手続きを経て、どのように評価されて捕獲量が決まったのかの説明もお願いします。

「(1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。」とありますが、「その他の関係者」には、どのような人たちが含まれるのでしょうか。水産業を生業としている方々、それを監督する行政だけではなく、観光業者、市民、研究者なども含めた利害関係者を含むべきだと考えますので、意見交換をできる場を作っていたいただければと思います。

これまで国際捕鯨委員会等とも連携して積み重ねてきた資源調査の結果から、北太平洋においてナガスクジラの資源量が豊富であることが確認されたことを踏まえ、商業捕鯨における捕獲対象種にナガスクジラを追加することとしました。また、ナガスクジラの捕獲可能量は、国際捕鯨委員会が採択した改訂管理方式（RMP）に沿って算出され、その科学的妥当性について独立外国人科学者によるレビューを受けた上で、漁獲可能量（TAC）が設定されています。

特定水産資源の指定に関する「その他の関係者」とは、同資源の利用や管理等に関心を有する方々が含まれます。ナガスクジラを含むひげ鯨類の管理等については、今後とも、様々な機会を捉えて、関係者の方々からの御意見を拝聴してまいりたいと考えております。

27 以下の理由により、ナガスクジラを新たな捕獲対象に加えることに反対です。

海洋法に関する国際連合条約第 65 条では、鯨類について、その保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて活動しなければならないという協力義務(duty to cooperate)を締約国に課しています。これは国際法上の法的義務であり、遵守しない場合は国際法違反となります。

これに関して、日本は国際捕鯨委員会から脱退したものの、オブザーバーとして参加していることをもって当該協力義務を果たしていると解釈しているものと理解しますが、我が国の国際法学者からは、単にオブザーバーと

して参加するのみでは協力義務を果たしていないのではないかと指摘がなされています。

また、今回のナガスクジラを新たに捕獲対象に加えることに関し、国際捕鯨委員会に關係文書を送付し、本年4月末から5月初めに開催された国際捕鯨委員会科学委員会で提起し議論する等といった、一定程度の積極的な活動は何も行われていません。この場合、ナガスクジラの捕獲という鯨類の保存及び管理という問題に対して、国際捕鯨委員会と何らの協力も行ったことにはなり得ず、ゆえに海洋法に関する国際連合条約第65条に違反する可能性が極めて高いです。

そのため、ナガスクジラの捕獲はなされるべきでなく、少なくとも捕獲の決定に関する政府内の議論及び水産政策審議会資源管理分科会に複数の国際法の専門家を招請し法的問題についての議論を慎重に行うべきです。また、本件は国際法上の問題を含んでいることから、水産庁のみで判断できる問題ではないです。外務省及び法務省を政府内での検討の際に関与させるべきです。

我が国は、内閣官房長官談話（平成30年12月26日）において示したとおり、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献する方針を堅持しています。

我が国は国際捕鯨委員会の各種会合にオブザーバーとして参加するとともに、同委員会が承認した計画に基づき、同委員会と共同で鯨類の資源量に関する科学調査を実施するなどの協力を行っています（参考：国際捕鯨委員会との共同鯨類科学調査については、水産庁ウェブサイトで公表している資料（「捕鯨をめぐる情勢」令和6年1月版の23ページ目 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-66.pdf>）を御参照ください。）。これらの調査の結果は、今回のナガスクジラを含む我が国の漁獲可能量（TAC）設定の根拠となるとともに、その他の科学的知見と共に国際捕鯨委員会に対し共有されており、こうした日本の貢献に対して同委員会から高い評価が示されています。

今回のナガスクジラの追加については、関係省庁と十分に協議し、このような国際的な貢献の状況を踏まえつつ、海洋法に関する国際連合条約（平成8年条約第6号）を含む国際法上の問題点についても慎重に検討した上で、決定に至ったものです。

今後とも、このような貢献を続けながら、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に従うとともに、国際捕鯨委員会で採択された方式により算出され

る捕獲可能量の範囲内で漁獲可能量（TAC）を設定し、捕鯨を行ってまいります。

28 水産政策審議会には、漁業関係者のみならず国際捕鯨委員会に出席経験のある鯨の専門家も招いて議論することを望みます。

今般の資源管理基本方針の一部変更を審議した水産政策審議会第 132 回資源管理分科会では、国際捕鯨委員会の科学委員会等に出席経験のある鯨の専門家から、北西太平洋のナガスクジラの資源量推定値や捕獲可能量等についての説明を得た後、委員の方々による審議が行われています。

29 関係者への情報公開や意見聴取が十分に行われていないように感じられます。透明性のある意思決定を阻害し、市民の理解と協力を得られないおそれがあります。また、今回の変更案は、地域住民や漁業者の生活や生計に大きな影響を与える可能性があります。関係者への十分な配慮と補償措置がなければ、大きな混乱が生じるおそれがあります。

今般の「資源管理基本方針の一部を変更する告示案」については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、広く国民の皆様から意見を募集しました。今後とも、様々な機会を捉えて、ナガスクジラの利用や管理等に関心を有するの方々を含む関係者の皆様からの御意見を拝聴してまいりたいと考えております。

30 パブリック・コメントの募集方法等の告知が、普通の市民からすると非常に不親切な印象です。少なくとも、水産庁・捕鯨の部屋や、トップページに募集中であることを掲示し、幅広く多くの国民の方に募集を知らせようとする姿勢が欠如しているように見受けられます。

今般の「資源管理基本方針の一部を変更する告示案」については、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、広く国民の皆様から意見を募集しました。その意見募集は、他の政令や省令などを定める場合と同様に、パブリック・コメントのウェブサイト上で行いました。

31 今回の改訂に際しては、5月7日から6月5日という短期間でのパブリック・コメントを求めています。

今般の「資源管理基本方針の一部を変更する告示案」については、その意見提出期間を令和6年5月7日から6月5日までの30日としていますが、これは行政手続法（平成5年法律第88号）第39条の規定に従ったものです。

32 資源管理と言っても、現行では水産資源に限定したものであることから、水産資源管理基本方針とした方が良いのではないのでしょうか？今後、水産資源以外の資源についても追加する可能性があるのであれば、このままの名称で良いと思います。

漁業法（昭和24年法律第267号）は、第7条第1項の規定で、「水産資源の保存及び管理」を「資源管理」と定義しており、第11条第1項の規定で、「資源管理に関する基本方針」を「資源管理基本方針」と定義しておりますので、資源管理基本方針という文言は、水産資源の保存及び管理に関する基本方針を指すため、資源管理基本方針の名称を変更する予定はありません。